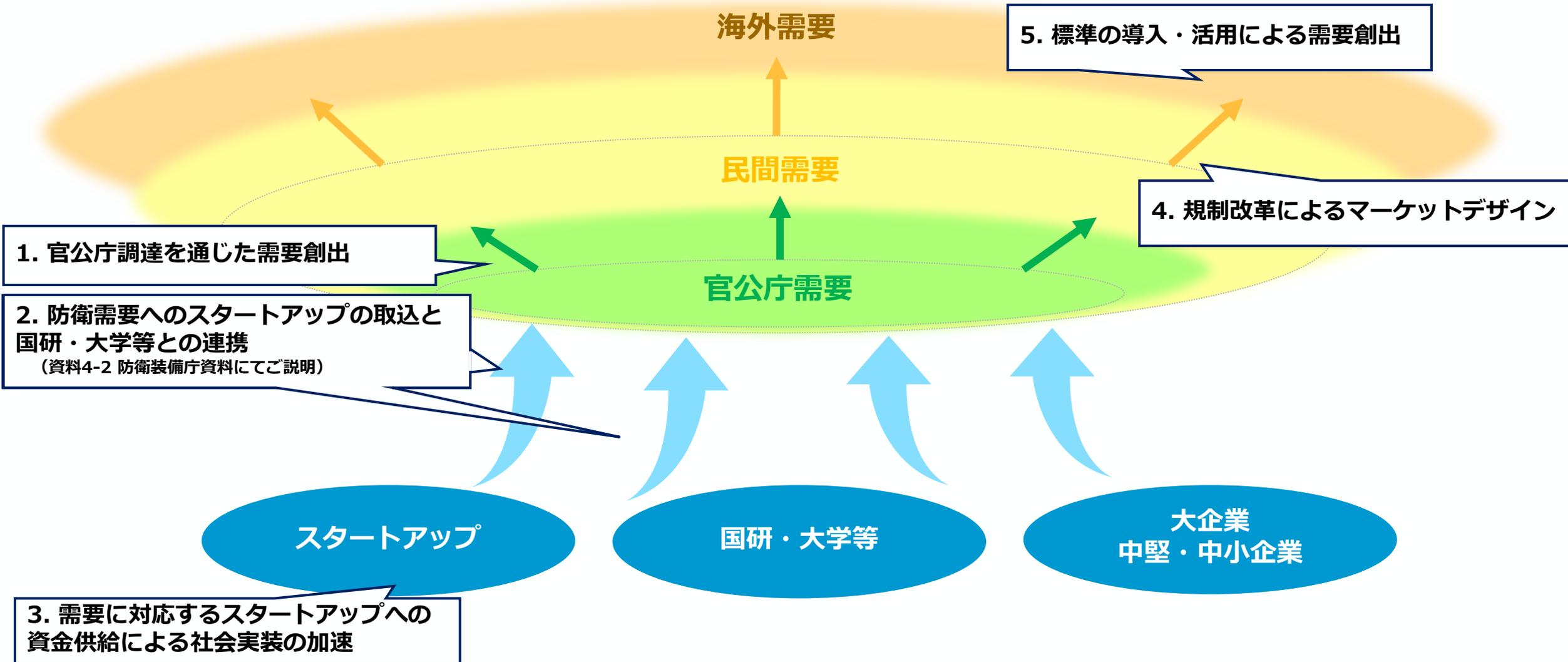


「新技術立国」の実現に向けた 新たな需要の創出

2026年3月19日

経済産業省 イノベーション・環境局

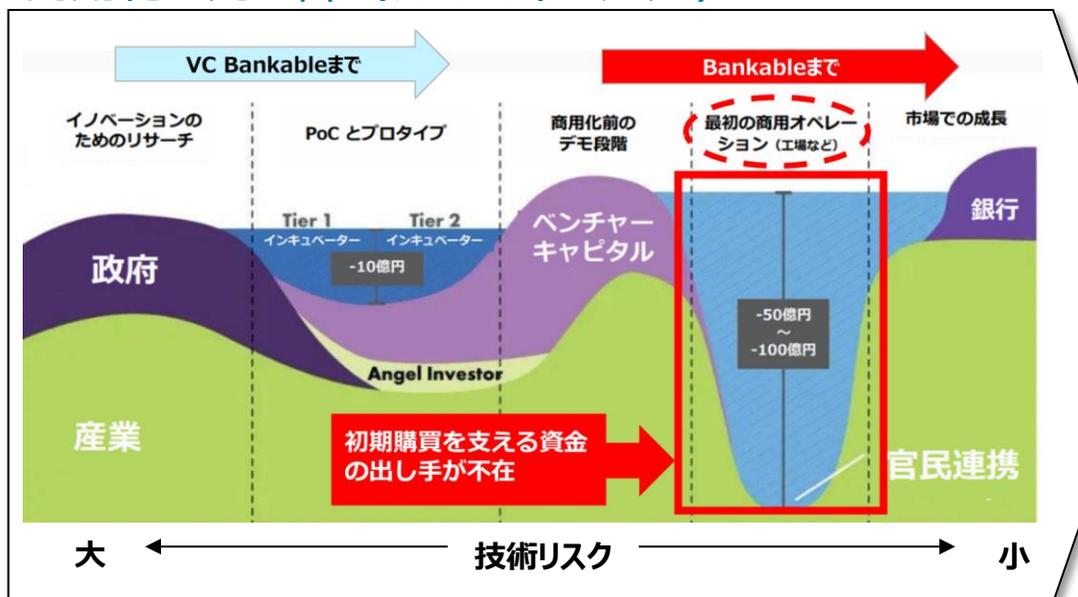
新たな需要の創出によりイノベーションを牽引する - 需要主導型イノベーションに向けた施策の5本柱 -



政府等による調達で初期市場を創造

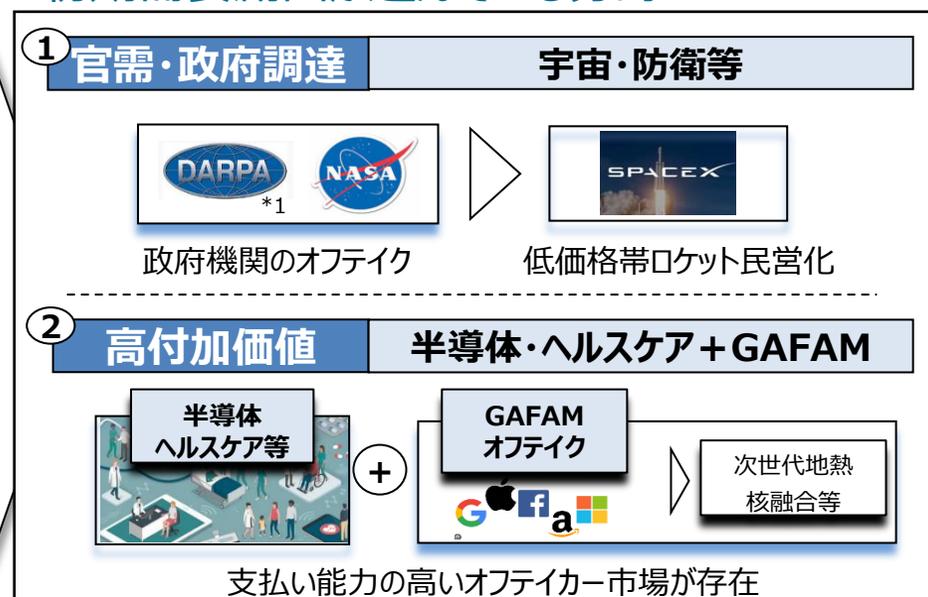
- スタートアップのミドル～レイトーステージでのリスクマネーが円滑に供給されず、技術の商業化と規模がスケールされないという課題が存在。その根本原因は、スタートアップが大企業等と比較して十分な顧客基盤、製品・サービスの提供基盤、販売実績、信用力等を有しておらず、初期需要（オフテイク）が得られないことが1つの要因。
- こうした問題に対応して、米国におけるDARPA*1のように、海外では防衛や宇宙の分野において政府が初期需要を創出する仕組みが存在。また、GX分野において、GAFAMを中心とした大企業群が巨額のオフテイクを組成している事例も存在。一方で、日本においてはこうしたメカニズムが限定的で、新たに「初期オフテイク市場」を構築することが不可欠。

商用化の死の谷（リスクマネー欠如）



(出所) Maryland Energy Innovation Acceleratorおよび馬田隆明氏資料より経産省作成

初期需要創出が進んでいる分野



ディープテック分野 初期オフテイク市場が限定的、需要創出支援の必要性

*1: DARPA (Defence Advanced Research Project Agency : 国防高等研究計画局)

(参考) 政府等による調達で急成長した米国のデュアルユース・ユニコーン

- スタートアップが大きく成長するためには、政府が主導して、スタートアップの提供する製品・サービスの市場・需要を創出することが重要であるほか、政府としてもスタートアップが有する最先端の科学技術を活用し、多様化する行政課題への対応力を高めることが必要。
- 米国では、政府等による調達が最先端のイノベーションを牽引。そのイノベーションが民間需要を開拓し、さらなるイノベーションを起こし、成長投資を加速。デュアルユース・スタートアップ・エコシステムの好循環が成長を生んでいる。

米国の「デュアルユース・ユニコーン」の代表例

| | |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> • 2002年創業。 • '08年にNASAが国際宇宙ステーションへの商業補給契約を締結 • '16年に米国空軍が柔軟な政府調達を認めるOTA^{*1}を活用し、次世代打ち上げシステムを調達 • 現在の評価額は約8,000億ドル^{*2} |
|  | <ul style="list-style-type: none"> • 2014年創業。MIT発。'15年に米国トップVCであるa16zが出資 • '20年に以降にDIUがドローン等を調達し、民間電力会社も採用 • 現在の評価額は約22億ドル^{*2} |
|  | <ul style="list-style-type: none"> • 2003年創業。 • その後、CIAなどでデータ解析基盤として採用され、後に民生でも急成長 • '20年、NYSEに上場。現在の時価総額は約4,000億ドル^{*2} |

*1 Other Transaction Authority：連邦調達規則（FAR）等の適用外として柔軟に設計できる契約手段。

*2 評価額・時価総額は、2026年1月に確認された金額

新技術の社会実装（ディープテックスタートアップの成長）を加速するための公共調達活用の課題

スタートアップ（SU）の新技術を早期に社会実装するとともに、SUの成長を加速するためには、SU等の民間企業が競争・参入しながら迅速に開発を進められるよう、調達側が明確なスペックを示しつつ、研究開発支援、初期導入・実証、本格的調達を一貫して支援する体制の構築が必要。

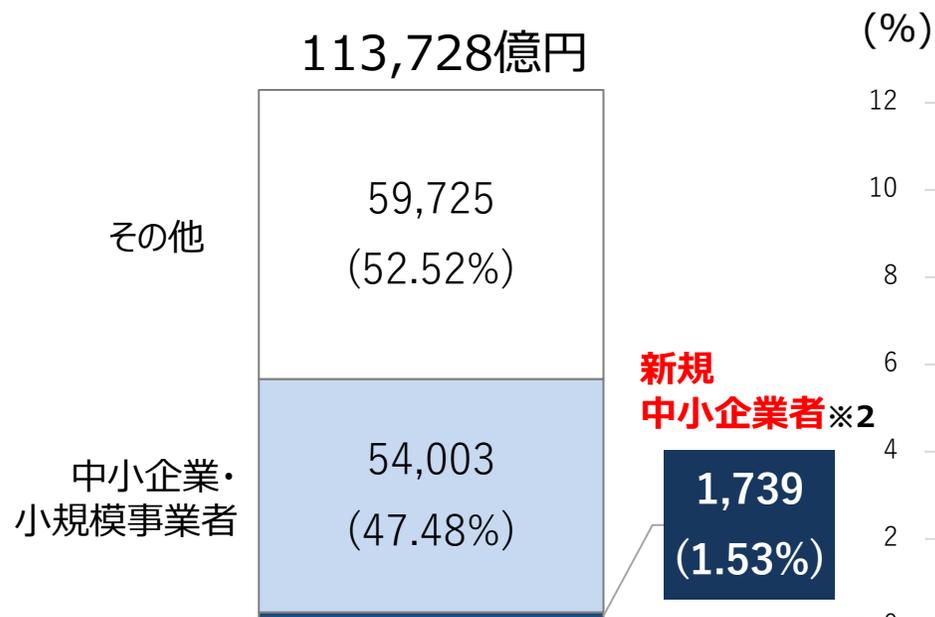
| | 研究開発支援 | 初期導入・実証 | 本格調達 |
|-----------|--|---|--|
| 現行の対応 | <p>SBIR*による一貫した支援</p> <p>フェーズ1 (PoC・F/S支援) → フェーズ2 (実用化開発支援) → フェーズ3 (技術実証等)</p> <p><small>* Small/Startup Business Innovation Research</small></p> | <ul style="list-style-type: none"> 委託費等を個別に要求・執行 スタートアップ随契*等調達の仕組みは用意 <p><small>* 高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）</small></p> | <ul style="list-style-type: none"> 官公需の基本方針に基づく政府全体でのSU調達の推進（新規中小企業者3%の目標を含む） |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> 調達側のニーズやスペックが不明確で、研究開発と調達が断絶。 SU側・省庁側双方にノウハウが不足。 | <ul style="list-style-type: none"> 予算化・手続に時間がかかり見通しが立たない。 | <ul style="list-style-type: none"> 長期の調達見通しが示されず、SUによる投資・資金調達が困難。 各省庁の調達側の能力が限定的。 |
| | <p>契約等の慣行・運用において、スタートアップへの資金的負担が大きく（後払い、保証金等）、迅速性・柔軟性に欠ける等、スタートアップの参入を阻害</p> | | |
| 対応の方向性（案） | <ul style="list-style-type: none"> 調達側の要求仕様と連携したSBIRの活用の強化 SU側・調達側双方への一貫した調達支援 | <ul style="list-style-type: none"> 明確な仕様を示し、初期導入・実証しながら迅速に開発 | <ul style="list-style-type: none"> 明確な仕様に基づく複数年契約 各省庁の改善計画策定、デジタルマーケットプレイスなどカタログの活用推進 |
| | <p>本格調達に向けた長期見通しをもって、多様な事業者が競争・参入できる環境を確保 スタートアップの負担を軽減する、迅速・柔軟な契約等の慣行・運用方針の確立</p> | | |

調達手続における指摘（例）

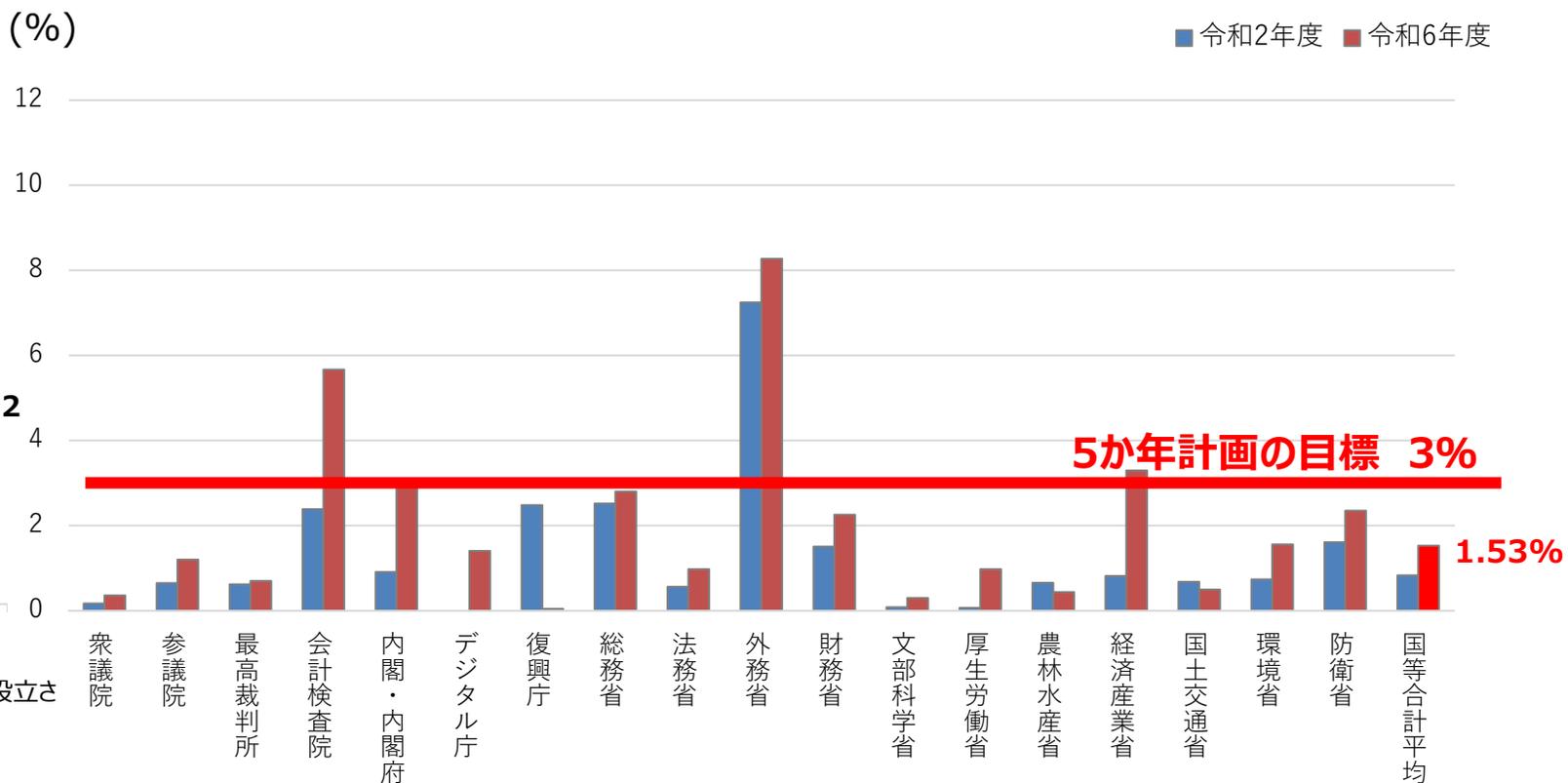
| | | 論点 |
|---|----------|-------------------|
| ① | 公募・入札 | 同一テーマ事業の複数実施の柔軟化 |
| ② | | スタートアップ随契*の活用促進 |
| ③ | | スタートアップの入札参加機会の拡大 |
| ④ | 契約等 | 契約保証金の免除・手当 |
| ⑤ | | 検収単位の柔軟化（部分払等） |
| ⑥ | | 損害賠償金額の上限明確化 |
| ⑦ | | 適切な知的財産の取扱い |
| ⑧ | | 間接費率等の柔軟化 |
| ⑨ | 事業期間中 | 柔軟な計画変更 |
| ⑩ | | 監査対応の負担軽減 |
| ⑪ | 支払・契約等終了 | 概算払・前金払の柔軟化 |
| ⑫ | | 事前着手の見直し |
| ⑬ | 契約等終了後 | 本格調達の再契約時における優遇 |

(参考) 国等によるスタートアップ等からの調達

国等※1の官公需総実績額(令和6年度)



官公需総実績に占める新規中小企業者契約実績の割合(金額ベース)



(出典) 中小企業庁「令和6年度中小企業・小規模事業者向け契約実績」

※1 国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）をいう。
（官公需法第2条第3項に規定。）

※2 中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人
- 二 設立の日以後の期間が十年未満の会社
（官公需法第2条第2項に規定。）

(参考) 米国政府による開発支援・調達の一貫したプログラム

- 宇宙探査ビジョン（2004年）において、スペースシャトルの引退後、国際宇宙ステーション（ISS）への輸送は民間に開放するという政策決定がなされ、NASAによる開発支援・調達の一貫したプログラムとして、**COTS**（Commercial Orbital Transportation Services：商用軌道輸送サービス）・**CRS**（Commercial Resupply Services：商業補給サービス）が開始された。
- 本プログラムは柔軟な政府調達を認める**OTA（Other Transaction Authority）***も一部活用し、スタートアップの成長に資する政府調達を実施。
* OTA：連邦調達規則(FAR)等の適用外として柔軟に設計できる契約手段。マイルストーン支払等の支払条件や知財・監査条項を当事者間で交渉により設定可能。また一定の要件を満たせば、追加の競争なしでフォローオン生産へ移行可能

COTS（Commercial Orbital Transportation Services）

- 民間主体の国際宇宙ステーション（ISS）への輸送システムの開発をNASAが支援するプログラム。2006年から開始。
- マイルストーンの進捗に応じてNASAからの支払いが行われるもので、将来的な輸送契約は約束されない。
- 資金調達も企業選定の重要な要素とされ、一定額の資金調達を実施できなかった企業は選考途中で脱落となった。20社以上が参加を表明したが最終的にミッションを達成したのは2社のみ。両者ともに、2012年、2013年にISSに到達し目標を達成した。

COTS採択企業

| 企業名 | 創業年 | NASA投資金額 | 総開発費用 |
|------------------|-------|----------|---------|
| SpaceX | 2002年 | 3.96億ドル | 8.5億ドル |
| Orbital Sciences | 1982年 | 2.88億ドル | 8.78億ドル |

CRS（Commercial Resupply Services）

- COTSによる開発成果を含め、民間が開発した国際宇宙ステーション（ISS）への輸送システムをNASAが購入するプログラム。CRS-1は、2008年に署名され2016年までの契約。
- COTSとは異なり、義務的な契約となるため、契約者は計画の失敗時には責任を有することになる。

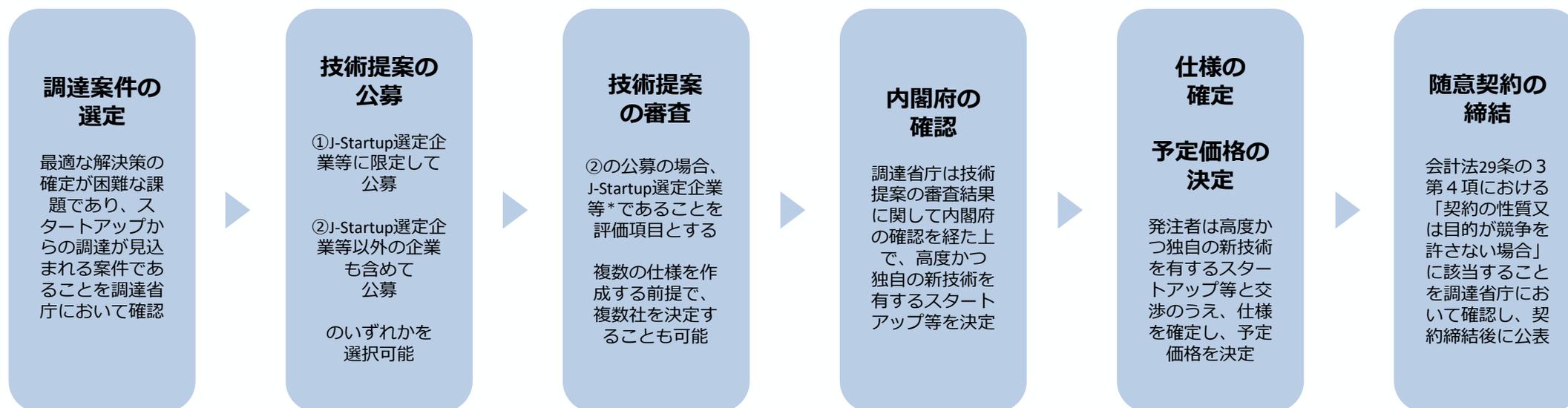
CRS-1採択企業

| 企業名 | 輸送機 | 打上回数 | 契約金額 |
|------------------|------|------|-------|
| SpaceX | ドラゴン | 12回 | 16億ドル |
| Orbital Sciences | シグナス | 8回 | 19億ドル |

(参考) 高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等からの随意契約スキーム

- 政府がスタートアップの技術を自ら探知し調達すること及びスタートアップが政府のニーズを詳細に把握することが困難であるとの背景を受け、本スキームではまず、**政府だけでは最適な解決策の確定が困難**であり、**スタートアップの有する新技术による解決が見込まれる行政課題**に対して、その解決のための**技術提案を公募**する。
- 調達省庁は、得られた技術提案を審査し、**内閣府の確認を経た上で**、行政課題を適切に解決しうる提案を行った者を、「**高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等**」として**決定**する。その後、調達省庁は当該スタートアップ等と案件の仕様等を確定し、随意契約を締結し、**公表**する。
- 技術提案の公募は**J-Startup選定企業等***を対象に実施する。また、J-Startup選定企業等以外の企業も含めて公募した場合は、**J-Startup選定企業等であることを評価項目として**、優れたスタートアップへの優遇を行う。

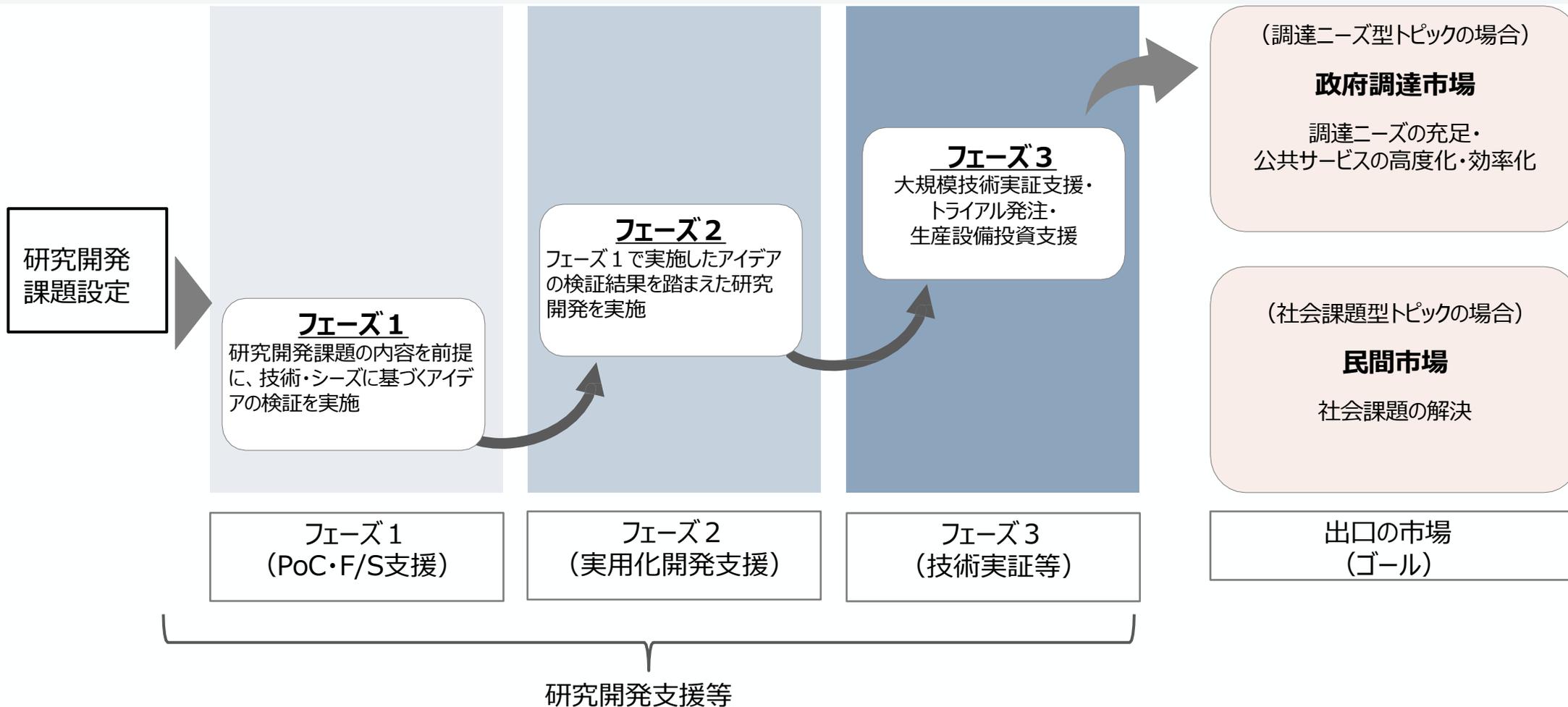
高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等からの随意契約スキーム



* J-Startup選定企業等とは、J-Startup、J-Startup Impact、J-Startup local選定企業等を含む、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」の3（3）から（7）までに掲げるもの（S B I Rの特定新技术補助金等の交付先、官民ファンドが出資したファンドの出資先等）及び日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞その他各省におけるスタートアップ表彰企業の受賞企業を指す。

(参考) SBIR制度の全体像

- **SBIR (Small/Startup Business Innovation Research) 推進プログラム**では、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進する。
- 三段階で研究開発等を支援・・・研究開発の進捗に応じて、スタートアップ等の研究開発を段階的に支援。
- **国の設定する課題**（調達ニーズ、社会課題）の解決に資する革新的な技術の概念実証や実現可能性調査を支援するフェーズ1、及びフェーズ1で得られた成果等を前提として**実用化に向けて取り組む研究開発を支援するフェーズ2**、**社会実装に向けて大規模技術実証を支援するフェーズ3**を実施。

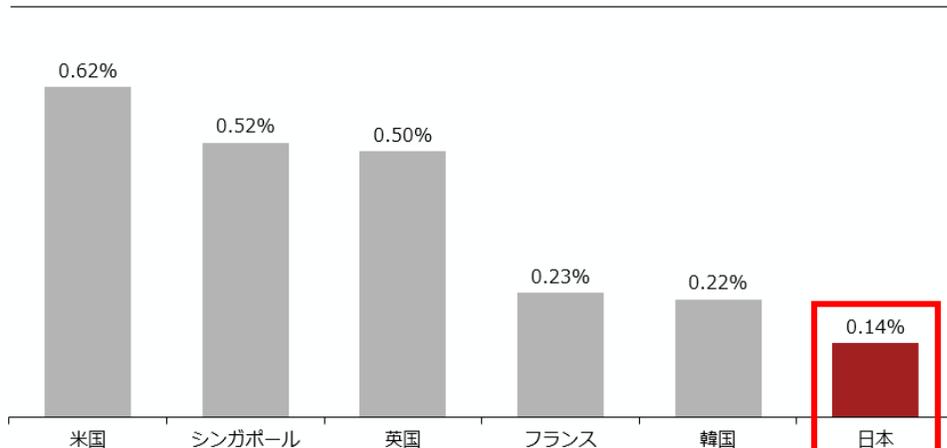


我が国のスタートアップへの資金供給環境

- リスクマネー層が薄く資金供給が小規模。海外からの投資が少なく、国内VCも小規模であるため、特にレイト期に必要となる大型資金供給が不足。
- このような環境から後続の大型投資を前提としない資本政策・事業戦略をとっていること、またシナジー目的の投資等によるオーバーバリュエーションが、後続の大型投資家の参入障壁となっている可能性も指摘される。

国内スタートアップに対する資金供給不足

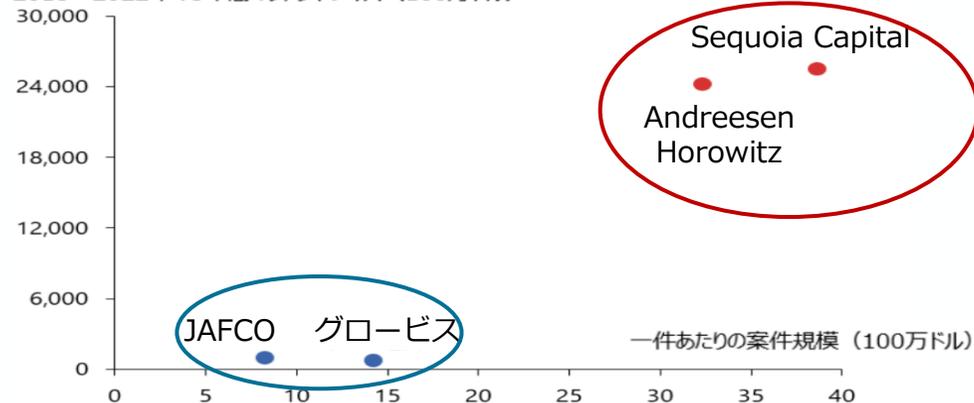
スタートアップの資金調達額（対GDP比、2024年）



(出典) 第4回 研究開発税制等の在り方に関する研究会「資料8 事務局資料（スタートアップへの成長資金供給用に係る税制の論点について）」（2025年7月9日, 経済産業省）IMF「World Economic Outlook」、PitchBook Data, Inc.のデータを基に作成。データは2025年6月取得時点。

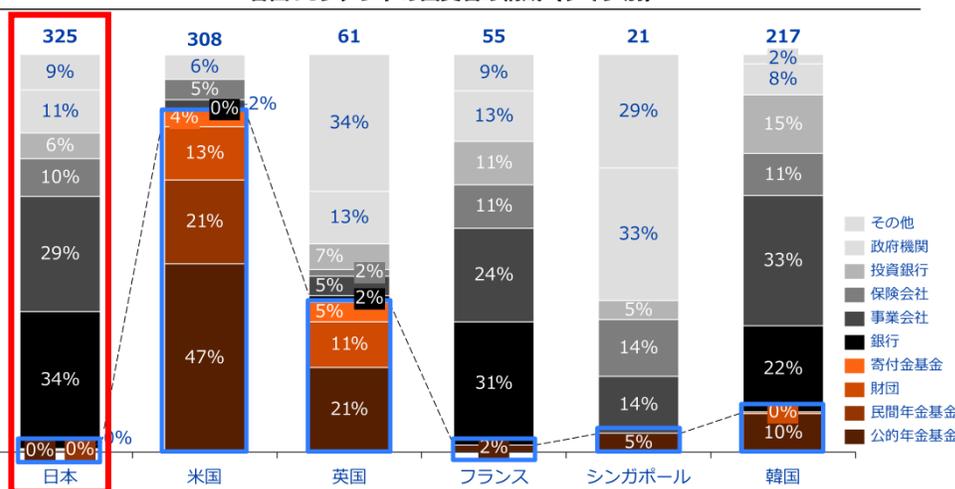
スタートアップを支えるVCのファンドサイズと投資フェーズ

2018～2022年の5年間のファンドレイズ（100万ドル）



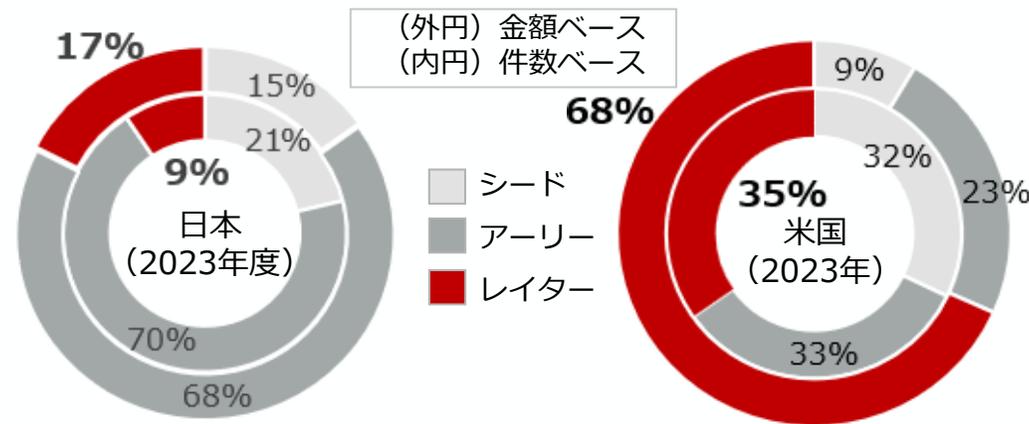
(出典) 第3回スタートアップファイナンス研究会「資料3 事務局資料」（2024年2月8日, 経済産業省）各社公開情報よりNRI推計。あたりの案件規模は、2018年～2022年の5年間のファンドレイズを投資件数で割る形で算出（1ドル=148円として計算）

各国VCファンドの出資者の構成（タイプ別）



* N数はVCファンドに対するLP出資機関数
 * ファンドへの出資者の数の構成であり、出資金額の大きさは考慮していない
 * 日本、米国、韓国は2025年3月22日時点、英国、フランス、シンガポールは2025年3月23日時点

(出典) JETRO「日本と東南アジア等諸外国とのスタートアップエコシステムの比較調査報告書」（2025年6月）JVCA協力の下、Preqin Proのデータを基に調査チーム作成



(出典) 株式会社ユーザベース「Japan Startup Finance 2024 上半期」、Q3 2024 Pitchbook-NVCA Venture Monitor, NVCA 2024 Yearbook、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2024」日本における「アーリー」には(出典)の分類における「エクспанション」を含む。米国における「レイト」には(出典)の分類のうち「ベンチャーグロース」を含む。日米共に国内VCによる海外スタートアップへの投資額は含まない。日本の投資件数は1,285件、投資金額は1,730億円。米国の投資件数は13,586件、投資金額は1706億ドル。

スタートアップファイナンスの課題と目指すべき方向性

- ユニコーンクラスのスタートアップの創出が進まないなど、スタートアップが大きく成長するためのスケールアップのエコシステムに課題。
- グローバルにスケールするスタートアップを創出していくために、産業政策としてのスタートアップファイナンスを強化し、フェーズに応じた大規模な成長資金の供給、グロースしていくための戦略構築・実施の支援等、エコシステムを構築することが重要。

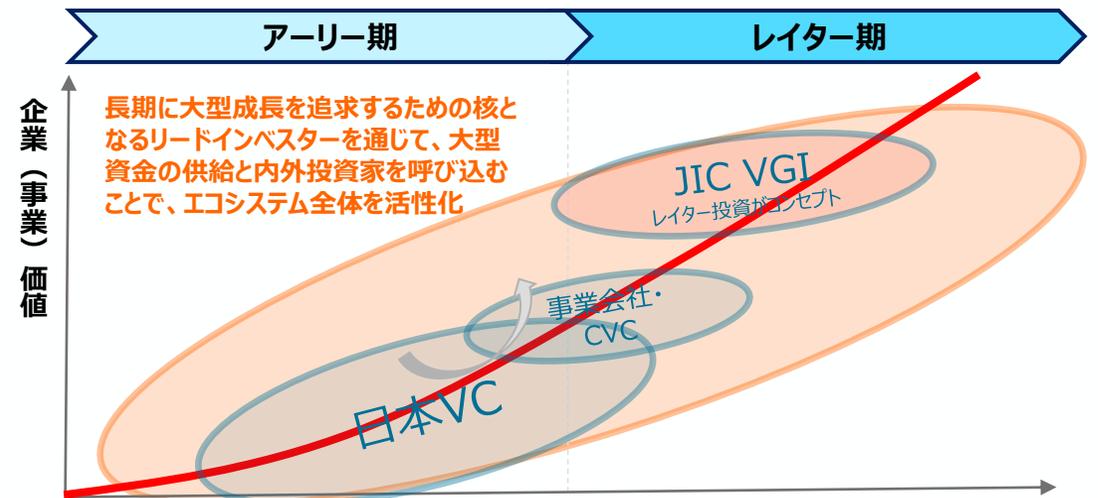
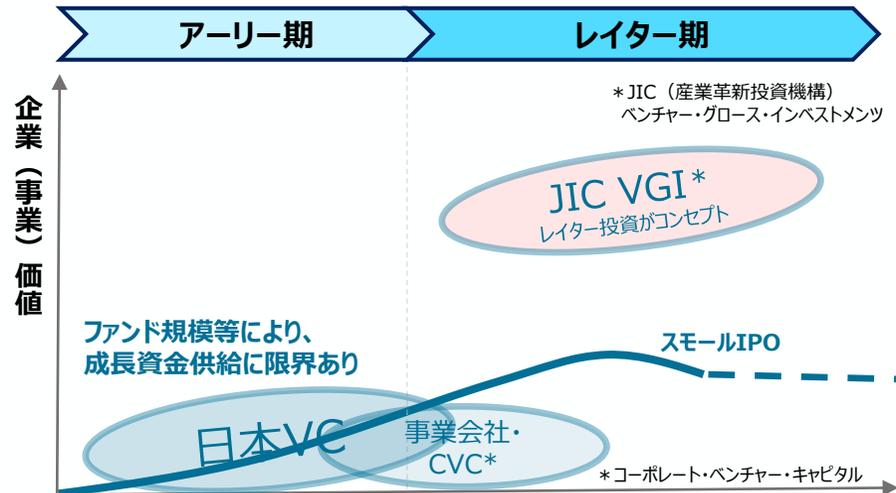
現状の課題

- SUによるグロースステージでの大規模な資金調達ニーズが限定的な中で、民間VCの提供できる資金規模が小さい状態で最適化。小粒IPOが多く、上場しても成長しない企業が多数。（「小さく産んで小さく育て、小さく売る」モデルとなっている可能性）
- シーズ段階からグローバルレベルの大きな成長を遂げてExitするまで伴走するリードインベスターの層が薄い。
- オーバーバリュエーションなどの市場の課題もある中、JICはレイターステージを中心に、グロースへの資金供給強化に取り組み、既存の枠組み・運用期間の中でリターンを追及しながら投資実行。

目指すべき方向性：産業政策としてのSUファイナンス

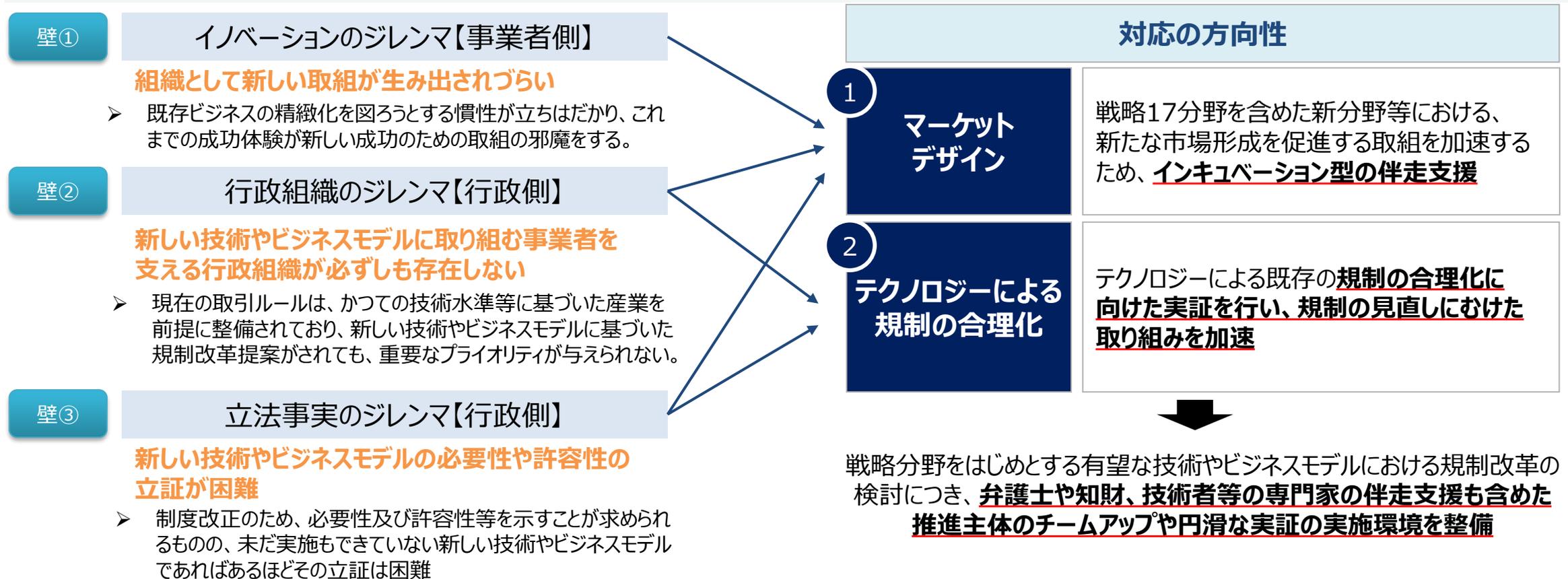
グローバルにスケールするスタートアップを創出していくために、以下を強化する方向でスタートアップファイナンスを強化すべきではないか。

- 大学やグローバルアクセラレーターと協業したシーズ段階でのグローバル仕様（グローバル人材による経営陣組成、グローバルプラクティスに合致した投資契約・ガバナンス等）の企業創出
- シーズ段階から大きな成長を遂げてExitするまで伴走するグローバル規模のリードインベスター育成・呼び込み・組成。
- 長期大型成長志向の資金供給



事業者における規制改革において立ちはだかるジレンマ

- 事業者のみならず政府においても、事業者の新しい技術やビジネスモデルについて評価し、規制・標準の整備、見直しすることは、構造的に難しい（壁①～③）との指摘。特にその技術やビジネスが革新的であればあるほど、現行の法令や政府組織に合致しないものが多くなり、推進・規制主体が不明確のまま新たなマーケットのデザインがなされずに、機会損失が生じている可能性。
- また、規制の見直しの必要性が指摘され、その翌年度以降に実証や調査事業を行い、制度改正に繋げるという一般的な制度の見直しサイクルのスピード感が実態と合わないという声もある。
- そのため、新たな市場形成の促進とテクノロジーを用いた規制の合理化の観点から、弁護士等の専門家による伴走支援も含めた推進主体のチームアップや実証の実施を一貫して取組むなど、規制改革とその後の成長を見据えた事業者の取組を加速できないか。

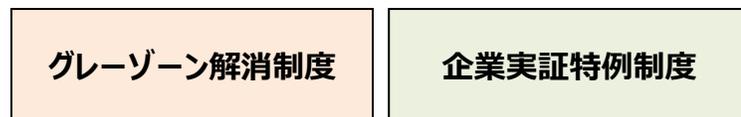


【参考】産業競争力強化法に基づく事業者単位の規制改革制度の振り返り

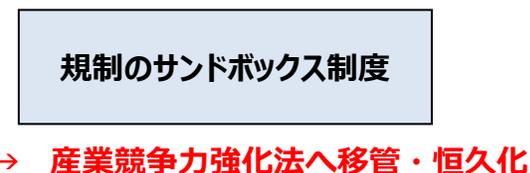
- 産業競争力強化法の施行以降、事業者単位の規制改革制度（グレーゾーン解消制度・新事業特例制度・規制のサンドボックス）などをつうじて、事業者における「新事業活動」を後押し。これまで10年程度で**390件程度**の回答・認定実績。

規制改革制度の経緯

2014年 産業競争力強化法成立・施行



2018年 生産性革命特別措置法成立・施行



2021年 産業競争力強化法改正・施行



活用実績

グレーゾーン解消制度

- ▶新事業が規制に抵触するか否かを確認する制度。
- ▶回答：338件(2014年～)

【事例】睡眠環境の総合コンサルティングを行うサービス

睡眠を改善したい利用者に対して、ヒアリングや簡易測定を通して睡眠環境の分析・可視化を行い、その分析結果を踏まえた睡眠環境改善アドバイスや商品提案といった睡眠環境に関する総合的なコンサルティングサービスを提供。

新事業特例制度 (企業実証特例制度)

- ▶規制の特例措置を設けて、事業者単位で適用。
- ▶回答：16件(2014年～)

【事例】アシストカの大きいリヤカー付電動アシスト自転車の公道走行

アシストカの上限を、踏力の3倍とする電動アシスト自転車の活用が可能となった。(当時の道路交通法施行規則では、2倍までのアシストカに限定)

規制のサンドボックス制度

- ▶“まずやってみる” 期間や参加者を限定し、実証でデータを収集。
- ▶認定：33件(2018年～)

【事例】自動販売機によるラベルレスペットボトルの販売に関する実証

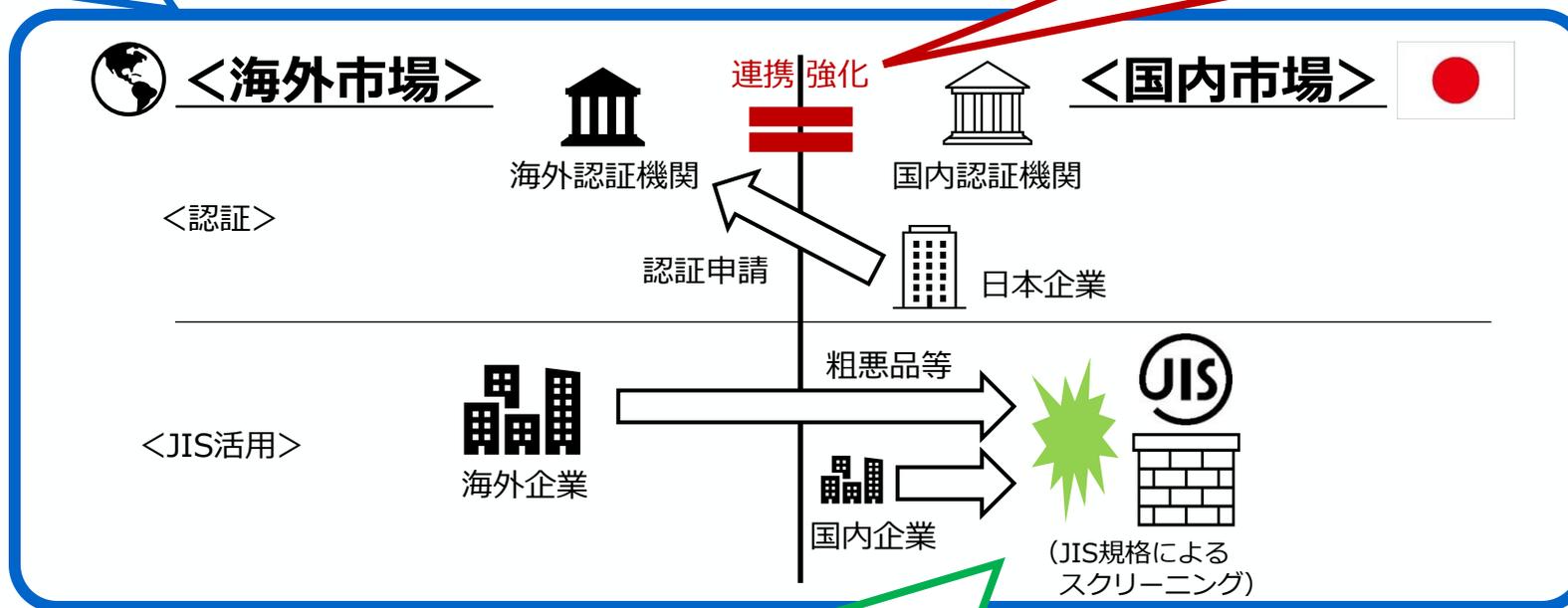
- ・特定の少人数しかアクセス出来ない自動販売機で、ラベルレスのナチュラルミネラルウォーターとラベル付きのナチュラルミネラルウォーター（通常製品）を無償提供。
- ・消費者が、ラベルレスペットボトルであっても、製品情報を自動販売機自体に掲示することにより、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に必要な情報を認識できているかをアンケートによって確認等。

標準と経済の好循環に向けて：3つの視点

- ①標準（ISO/IEC等）：国際標準を日本企業に有利になるように策定し、国内外市場の開拓・確保を後押し。
- ②標準（JIS規格）：JIS規格を活用（公共調達や法令等と連携）し、質の高い製品・サービスの市場を充実。
- ③認証：国内と海外の認証機関の連携強化を通じ、機微情報を守りつつ日本企業による海外市場の開拓・確保を支援。

①標準（ISO/IEC等）を通じた国内外市場の開拓・確保

③認証の取得による海外市場の開拓・確保

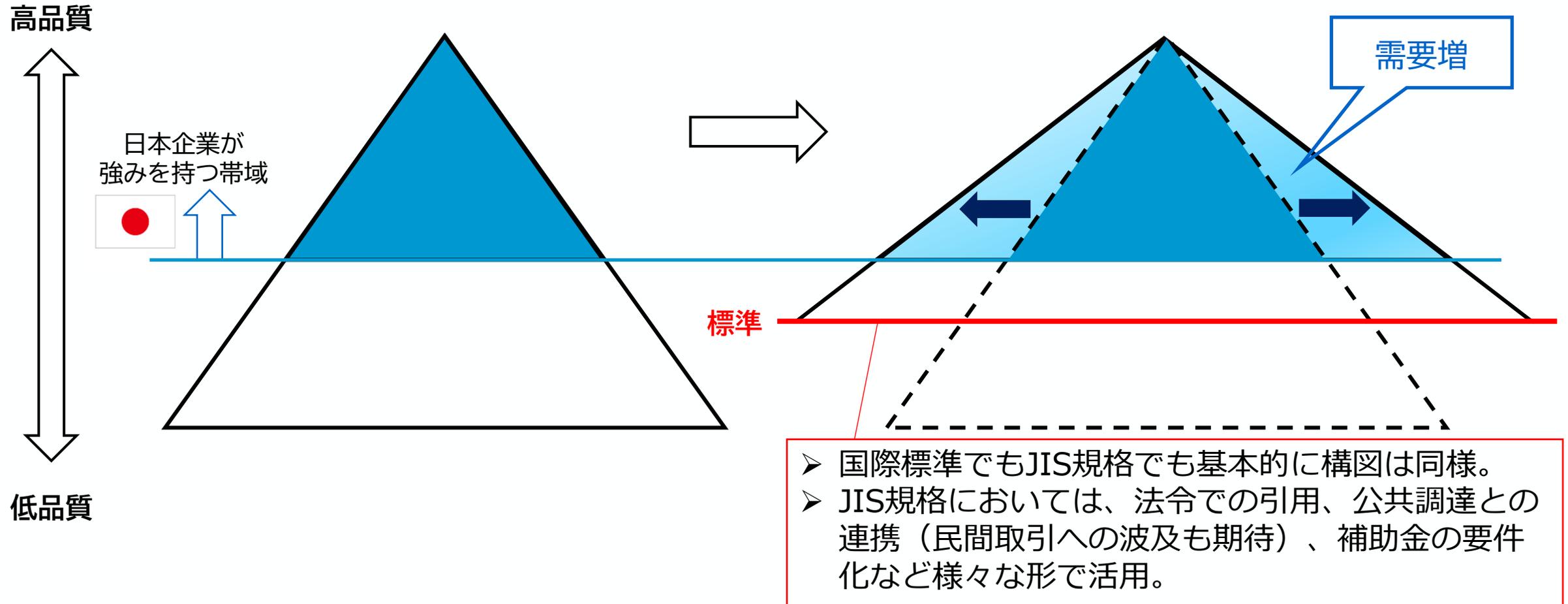


②標準（JIS規格）を活用した国内需要の喚起

標準の活用による需要創造のイメージ

標準がなく、客観的な品質評価が難しいことなどにより、市場においては安価で低品質な製品等がよく売れる傾向。

標準を導入・活用することで、高品質品に強い日本企業が、市場においてより強みを発揮できる可能性。



特定分野における国主導の戦略的標準化推進の「型」（概要）

- 昨年6月に「パイロット5分野（量子、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤、ペロブスカイト太陽電池）」を設定し、**国主導で分野全体の戦略的標準化を推進。今春を目途に各分野の戦略を策定予定。**
- この取組で得た知見を基に、**標準化に向けた取組フレームを「型」として整理。**この「型」を**他の戦略分野にも展開。**新たに、**AI・ロボット、マテリアル分野に関する標準戦略の策定**を進める。
- 「型」の実現にあたっては高い専門性も求められることから、**標準に係る知見を有する専門機関等による、政府に対する「伴走機能」を活用することも有効**であり、この**機能強化についても進めていく。**

| フェーズ等 | 取組の「型」（ポイント） |
|-------------------------------|--|
| <p>「型」実現の前提</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 国主導の戦略的標準化は、産業政策の方向性と一体的に進める必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術動向、市場ニーズ、国際情勢等に通暁している産業所管課のコミットメントが前提 ・ 基準認証担当部局と産業所管課の緊密かつ高いレベルでの連携が必要 ● 標準を作り活用していく主体は民間事業者/団体であることを踏まえ、産業界の取組と整合させる必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者/団体の「オープン&クローズ戦略」の早期立案を支え、業界大での協調領域化に接合 |
| <p>【Ⅰ】 分野別標準 戦略策定</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 知財動向・標準動向・市場動向・技術動向等の網羅的な整理（知財標準マップの策定等）【★】 ② 海外標準戦略の分析・リファレンスとしての活用【★】 ③ 多様に存在するプレイヤーの可視化、キーパーソンの特定と合意形成プロセスの整理 ④ 産業界・学術界のモメンタム醸成 |
| <p>【Ⅱ】 規格開発 規格活用</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 国際会議への現場参画や国際会議の日本誘致等を通じた「仲間作り」による求心力の強化【★】 ② 規格開発や認証スキーム構築に必要な設備の先行的な整備 ③ 専門機関・民間における規格策定ノウハウの最大活用【★】 |

【★】
専門機関
等の伴走
が特に期
待される
項目

注1：上記はパイロット5分野の実績から、一般的なフレームワークとして整理可能な要素を抽出したもの。各分野でオーダーメイド型の対応が行われていることに留意。今後、他分野に展開する場合も「型」の当てはめに終始するのではなく、柔軟な対応が求められることが前提。

注2：標準化は、産業が国際競争力を持つためのツールのひとつであり、産業特性等に応じて敢えて標準化を行わない戦略も取り得ることに留意¹⁷

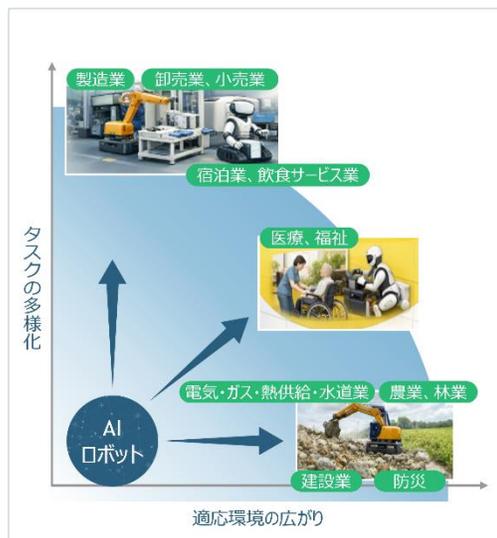
「型」を活用した分野別標準戦略の策定 —AI・ロボット、マテリアル

- パイロット5分野から得られた、取組の「型」を他の戦略分野にも展開。新たに、**AI・ロボット、マテリアル分野に関する標準戦略の策定を進める。**
- これらの取組を進める中で得られる更なる知見を踏まえ、**取組の「型」を更に充実**させていく。

① AI・ロボット分野のアプローチ例

□ AIロボティクス

- AIロボティクスの社会実装においては、技術導入と制度・規格・安全性確保の設計が不可分。
- プライバシー、セーフティ、セキュリティの確保や、ロボットと人との協働を両立する観点から、必要な技術要件・基準の検証・整備を進めるとともに、高度な検証を行う体制に裏打ちされた安全性認証制度や安全規制の在り方を検討。



▲多様化する
AIロボティクスの活用
(イメージ)

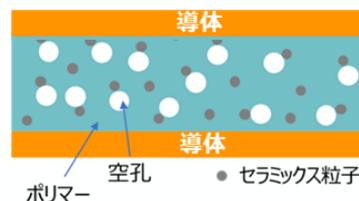
②マテリアル分野のアプローチ例

□ 「複合新素材」開発の社会実装・環境整備

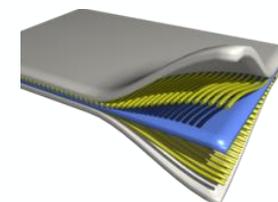
- 単独企業では開発が難しい高機能部材（複合新素材）を複数企業で共同開発するため、企業間で機密データを開示することなく共同解析を可能にする秘匿計算プラットフォームの活用や各社の材料データの統合、AI・機械学習の活用が必要。
- 例えばデータの取扱いに係る基本的なルールの整備や、開発された複合新素材の品質の高さを客観的に立証するために必要な国際標準化等を検討。

複合新素材の例

【次世代通信向け素材】
ポリマー×セラミックス



【PFOS等の代替素材】
フィルム×フィルム



規格を活用した需要創出 — JIS規格の総ざらいレビュー

- 公共調達においてJIS規格への準拠等を求めることで、当該JISに基づき安全性や信頼性を客観的に担保された製品やサービスが調達されることにつながる。
- 今次、約11,000件ある全てのJIS規格を対象に ①5年をかけて行う活用状況調査と②特定の規格（サービスロボット、熱中症計、翻訳サービス）について公共調達活用を進める先行案件対応を内容とした、「JIS規格の総ざらいレビュー」を実施。各省庁とも連携し、JIS規格と公共調達の連携の具体化を推進。
- さらに、公共調達におけるJIS規格の活用目的とJIS規格の具体的な活用方法等を類型化して整理した「JIS規格の公共調達引用ガイダンス（ver1.0）」を今夏を目途に策定予定。競争性の確保等の調達ルールも踏まえつつ、各省庁の調達においてJIS規格が活用される環境整備を進めていく。

取組事例 — サービスロボット：警備ロボットの導入実証

- 2026年3月、経済産業省別館1階にて警備ロボット（SEQSENSE（株）製）の導入実証を初実施。その際、調達仕様書において、サービスロボットの安全性に関するJIS規格（JIS B 8445）を活用することで、より安全で質の高い製品の調達を実現。
- 並行して、認証指針の整備や認証機関からの登録受付等を実施し、JIS B 8445適合品に対してJISマークを付与することを可能とするための所要の手續を実施。
- 今後は、本規格の活用状況や認証の状況、市場の実態等も踏まえつつ、更なる需要創造に向け、規格活用方法のあるべき姿についても更に検討を進めていく。



▲フロアを巡回する警備ロボット
（於：経済産業省別館1階）

【参考】規格×公共調達その他の先行事例

熱中症計（WBGT指数計）

- 2026年1月、厚生労働省によるWBGT指数計の調達にかかる事務連絡（全国都道府県労働局労働基準部長宛）において「各局においては、今後の指数計の調達に当たり、…当該規格に適合しているかを確認の上、調達いただくようお願いする」と通知。
- 並行して、JIS B 7922適合品に対してJISマークを付与することができるよう所要の手続を実施。これを踏まえ、厚生労働省における「職場における熱中症防止対策に係る検討会」報告書（案）において、熱中症予防のための機器等に関する対策として、「認証されたWBGT指数計を尊重する必要がある」として明記。
- 今後は、品質や信頼性が担保されたWBGT指数計がより一層市場で選択されやすくする環境を整備すべく、引き続き厚生労働省等とも連携して対応していく。



▲WBGT指数計

翻訳サービス

- 翻訳役務は、複数省庁において広く調達されていることを踏まえ、調達仕様書における要件化のポイント等を整理（※）し、内閣府知財事務局とともに各府省庁に働きかけを実施。
（※）例えば、仕様書において「翻訳業務の実施にあたってはその品質を担保するため、JIS Y 17100（ISO 17100）相当の体制を整備し、かつ同規格に規定する工程を実施できることが望ましい。」と定めることを提案
- その結果、2026年3月以降に調達プロセスを開始する調達のうち、3省庁における3件の翻訳役務調達において、JIS規格が仕様に活用される見込み（2026年3月時点）。今後は、各府省庁の調達状況や市場の実態等も踏まえつつ、更なる需要創造に向けて、規格活用方法のあるべき姿についても更に検討を進めていく。

【参考】「JIS規格の公共調達引用ガイドンス（ver1.0）」の策定

- 各府省庁におけるJIS規格の公共調達での活用を促進するため、今年度の見直し対象である約2200規格等を基礎として、「調達目的」別に「アプローチ」を類型化した上で、具体事例を対応させることにより「JIS規格の公共調達引用ガイドンス（ver1.0）」を今夏を目途に策定予定。
- ただし、JIS規格と公共調達を連携させる上では、競争性の確保等の調達ルールを遵守することが前提となるため、実際の調達に当たっては、個々のJIS規格の活用状況や市場の実態、関連する調達ルール等も踏まえつつ、調達元の各府省庁と連携して、個別に検討・整理していく。

調達目的の例

□ 物品調達の場合

- ① 製品の基本的仕様（寸法・形状等）を広く定義して**均質化**を図りたい
- ② **一般的な性能要件**を定めることで**品質の確保**を図りたい
- ③ 安全性能や環境性能等、**特定の性能要件**を満たしたい

□ 役務調達の場合

- ① **施工方法**を統一したい
- ② 役務提供者の**技能水準**を確保したい
- ③ 提供される**役務そのものの質**を確保したい

アプローチ類型の例

□ JIS規格が法令引用されている場合

⇒ **法令の規定**に基づきJIS規格を公共調達仕様書に引用

□ JIS規格が法令引用されていない場合

⇒ 求める**効果**に応じ、例えば下記のような引用方法が想定される

- JIS規格を**引用**する
- JIS規格への**準拠**を定める（自己適合宣言）
- JIS規格への**準拠**を定めることと併せて、**第三者認証（JISマーク認証や業界自主認証等）を考慮要素**とする
- JIS規格への**準拠**を定めることと併せて、**将来的なJISマーク認証の取得**を求める
- **JISマーク認証の取得を要件**とする

国内認証機関の強化を通じた海外市場の獲得

- 「認証産業活用の在り方検討会」において、標準・規格の活用や各国規制対応に向けた国内認証機関の強化の具体的方向性について、第二次中間整理をとりまとめ。
- ①国内認証機関の枠組構築を目指すとともに、②国内認証機関と産業界の連携強化と③認証産業における基盤整備を進めることで、日本企業の機微情報も守りながら海外市場の開拓・確保をサポート。
- 加えて国内認証機関の成長と産業界による国内認証機関の活用により、認証産業をより一層活性化。



1 国内認証機関の枠組構築

方向性

- 国内認証機関は連絡会もしくは業界団体を立ち上げ。
- 国内認定機関はその立ち上げに協力。

- 認証産業の見える化
- 認定機関や規制当局への提言
- 国内認証機関間の協業促進
- 認証産業としての活動目的提示など

2 国内認証機関と産業界の連携強化

方向性

- 国内認証機関は個別業界と連携強化。
- 産業界は国内認証機関を活用。
- 政府は政策金融活用可能性等も検討。

- 産業界の機微情報保護と国内認証機関への需要創出
- 国内認証機関の国外展開を含む新規事業創設への予見可能性向上など

3 認証産業における基盤整備

方向性

- 国内認証機関と国内認定機関は産業界への情報提供や技術支援を強化。
- 政府は体制整備、必要な試験設備の確保、認証活用事例集作成等を検討。

- 認証・認定機関と産業界による制度理解や認証活用の促進
- 認証関連施策の加速化
- 国内試験能力の拡充など